

表383 各種手当支給状況

- (1) 重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の障害者が対象である。
 (2) 20歳未満で、日常生活において常時介護を必要とする在宅重度障害児が対象である。
 (3) 毎年4月1日現在で市内に居住している在宅重度障害者（児）が対象である。

(1) 特別障害者手当

平成26年度

認定請求 件数	新規認定 受給者数	支給停止 者数	却下件数	未処理数	支給停止 解除者数	受給資格 喪失件数	年度末 受給者数	年度末 支給停止者数
153	121	2	30	-	7	87	793	31

(2) 障害児福祉手当

平成26年度

認定請求 件数	新規認定 受給者数	支給停止 者数	却下件数	未処理数	支給停止 解除者数	受給資格 喪失件数	年度末 受給者数	年度末 支給停止者数
110	97	7	6	-	3	72	611	85

(3) 市在宅重度重複障害者等手当（特例手当）

平成26年度

支給実績	計
1,470	1,470

資料：障害福祉課